特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	特別医療費助成制度に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部町は、特別医療助成制度)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県南部町長

公表日

令和7年10月1日

適用した理由

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務						
①事務の名称	特別医療費助成制度に関する事務						
②事務の概要	寺別医療費助成制度(鳥取県制度)に基づき対象者に受給資格証を交付している。 亍政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人 青報ファイルを次の事務に利用している。 ①特別医療費受給者証の交付の申請の受理、事実についての審査、応答に関する事務 ②特別医療費受給資格に関する確認事務 ③氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、健康保険変更等事実についての審査、応答に関 する事務 ④償還払対象案件の審査及び医療費の助成事務						
③システムの名称	1. 特別医療システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア						
2. 特定個人情報ファイル	ν <mark>名</mark>						
(1)特別医療受給者証交付(2)宛名情報ファイル	台帳ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下、番号保) 第9条第2項 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、町番号利用条例) 第4条第1項、別表第1第1の 項、別表第2第1の項						
4. 情報提供ネットワーク	プシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 ■情報照会の根拠 町番号利用条例 第4条第1項、第2項、第3項 別表第1第1の項、別表第2第1の項 ■情報提供の根拠						
	実施しない						
5. 評価実施機関におけ							
①部署 ②所属長の役職名	福祉政策課						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示	· ₹•訂正•利用停止請求						
請求先	南部町役場 デジタル推進課						
	〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108 ルの取扱いに関する問合せ						
8. 特定個人情報ノアイノ							
連絡先	南部町役場 福祉政策課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町倭482番地 TEL:0859-66-5522						
9. 規則第9条第2項の	適用 []適用した [] in the control of t						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			年10月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7	令和7年10月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
2. 特定個人情報の入手(1	情報提供ネットワーク	クシステムを通	通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特 2) 十	≹択肢> 寺に力を入れ ├分である 果題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	軽択肢> 寺に力を入れ ├分である 果題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託				[]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	銭択肢>⇒に力を入れ→分である果題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情	報提供ネットワー	ークシステムを	を通じた提供を除く	(.)	[0]	是供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1) 特 2) 十	銭択肢>⇒に力を入れ→分である果題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない	ハ(入手)	[0]	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	軽択肢 >⇒に力を入れ→分である課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	1) 特 2) 十	₹択肢>持に力を入れ十分である果題が残され		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特 2) 十	銭択肢>⇒に力を入れ→分である課題が残され		
8. 人手を介在させる作業				[]人手を介	在させる作	業はない	V
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	軽択肢>⇒に力を入れ→分である▼題が残され		
判断の根拠				入力確認は複数. ととし、情報管理(、個人情報へのアク
9. 監査							
実施の有無	[O]自	己点検	[0]	内部監査	[]	外部監査	

10. 従業者に対する教育・	B.
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] 《選択肢》 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (また) 1) 特に力を入れている (また) 2) 十分である (また) 3) 課題が残されている
判断の根拠	「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	新規作成				